

平成26年鞍手町議会第6回定例会会議録（第1号）						
平成26年 9月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月3日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年 9月3日 午後1時33分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	6	原 哲 也		8	須藤敏夫	

職 務	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂 樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原 敏 勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成26年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月3日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第53号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第5 議案第54号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第6 議案第55号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第7 議案第56号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第8 議案第57号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第58号 鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第59号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第60号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第61号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第62号 鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第63号 鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第64号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第65号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第66号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第67号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第68号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第69号 平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第70号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 議案第71号 平成25年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 議案第72号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 議案第73号 平成25年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第25 議案第74号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第26 議案第75号 平成25年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第27 議案第76号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第28 議案第77号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第29 議案第78号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出  
決算認定
- 日程第30 議案第79号 平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第31 議案第80号 鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事  
(第1工区) 請負契約の締結
- 日程第32 議案第81号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事  
(第21工区) 請負契約の締結

平成26年9月3日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第6回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております、地方独立行政法人くらて病院の平成25事業年度に係る業務実績に関する評価結果報告書及び平成25年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書、教育委員長より提出されております、平成25年度教育委員会点検評価の報告書と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますので、ご確認下さい。

次に、ASEAN地域の流通の中心であるシンガポール共和国において、鞍手ぶどうの販路の開拓拡大を目的として行われた、ジュロンポイントショッピングセンター内での、鞍手ぶどうの販売及び日本食レストラウンジ「雲」における、九州食材フェアなどの動向を調査するため、原議員、栗田議員、田中議員、須藤議員を、8月21日から24日までシンガポール共和国に派遣いたしました。以上報告いたします。

次に、本日まで受理いたしました請願3件、陳情1件は、お手元に配布しています、請願、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番議員 原哲也君及び8番議員 須藤敏夫君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期、定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月19日までの17日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第4 議案第53号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第4 議案第53号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります、野中眞知氏の任期が本年10月6日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命するため議会の同意を求めるものであります。

なお、別紙で略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第4 議案第53号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

これから質疑を行います。

議案第53号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第53号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に、野中眞知氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第53号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時10分

再開 13時11分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第5 議案第54号から日程第7 議案第56号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第54号から日程第7 議案第56号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第54号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例であります。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すため、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

次に、日程第6 議案第55号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。

この条例は、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

次に、日程第7 議案第56号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。

この条例は、児童福祉法 第34条の8の2第1項の規定に基づき、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため制定するものであります。

以上が、日程第 5 議案第 5 4 号から日程第 7 議案第 5 6 号までの提案説明であります。  
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 8 議案第 5 7 号から日程第 1 4 議案第 6 3 号までの 7 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 8 議案第 5 7 号から日程第 1 4 議案第 6 3 号までの 7 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 8 議案第 5 7 号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。鞍手町の附属機関に遠賀川渡河橋橋梁名選定委員会を新たに設置、また法改正により鞍手町小作料協議会を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 9 議案第 5 8 号は、鞍手町行政財産使用料条例の一部を改正する条例であります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 0 議案第 5 9 号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 1 議案第 6 0 号は、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 2 議案第 6 1 号は、鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第 1 3 議案第 6 2 号は、鞍手町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例であります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部

を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の名称が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第14 議案第63号は、鞍手町保育料徴収条例の一部を改正する条例であります。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第8 議案第57号から日程第14 議案第63号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第15 議案第64号から日程第19 議案第68号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第15 議案第64号から日程第19 議案第68号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第64号は、平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、歳入で平成26年度普通交付税の確定や平成25年度決算に伴う繰越金の確定などによる追加及び過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、新中学校の運動場整備事業が新たに過疎対策事業債の対象となったことによる学校教育施設等整備事業債からの組み替え等の補正を行っております。

また歳出では、平成26年度の国民健康保険税の本算定が確定したことにより国民健康保険基盤安定負担金の追加、予防接種法の改正に伴い水痘ワクチン予防接種事業費の追加、及び文化体育総合施設の北東部擁壁の亀裂発生に伴う改修事業費などを追加しております。これらの要因により、歳入歳出それぞれ2億231万3千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ75億7,649万円としております。

次に、日程第16 議案第65号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、国民健康保険税本算定に伴う保険税、保険基盤安定負担金、前期高齢者交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ502万8千円を増額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ24億1,219万円としております。

次に、日程第17 議案第66号は、平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予



算（第1号）であります。

本補正予算は、平成25年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ2千円を減額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,490万2千円としております。

次に、日程第18 議案第67号は、平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、本年度の受益者負担金調定が確定し、前年度の繰越金及び委託費の追加による一般会計繰入金の追加などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ656万8千円を増額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億156万6千円としております。

次に、日程第19 議案第68号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、個人の動産等移転補償費及び繰入金、繰越金が確定したことにより、補償費及び工事費の増額調整し、歳入歳出それぞれ6,198万4千円を増額して、予算総額を、歳入歳出それぞれ6億5,964万6千円としております。

以上が、日程第15 議案第64号から日程第19 議案第68号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第20 議案第69号から日程第30 議案第79号までの11件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第20 議案第69号から日程第30 議案第79号までの11件については、平成25年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算認定及び公営企業会計の決算認定であります。一括して提案説明を申し上げます。

日程第20 議案第69号は、平成25年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額67億9,846万7,928円、

歳出総額66億1,903万6,306円、

差引額1億7,943万1,622円、

実質収支額1億2,660万6,622円となっております。

次に、日程第21 議案第70号は、平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2 億 1,068 万 1,708 円、

歳出総額 2 億 432 万 6,583 円、

差引額と実質収支額は、マイナス 1 億 9,364 万 4,875 円となっております。

次に、日程第 22 議案第 71 号は、平成 25 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 6,066 万 9,029 円、

歳出総額 6,066 万 4,041 円、

差引額と実質収支額は、4,988 円となっております。

次に、日程第 23 議案第 72 号は、平成 25 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2 億 2,998 万 3,958 円、

歳出総額 2 億 2,924 万 1,857 円、

差引額と実質収支額は、74 万 2,101 円となっております。

次に、日程第 24 議案第 73 号は、平成 25 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 90 万 8,562 円、

歳出総額 90 万 8,000 円、

差引額と実質収支額は、562 円となっております。

次に、日程第 25 議案第 74 号は、平成 25 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 6 億 9,611 万 9,123 円、

歳出総額 6 億 9,602 万 9,917 円、

差引額と実質収支額は、8 万 9,206 円となっております。

次に、日程第 26 議案第 75 号は、平成 25 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 732 万 3,779 円、

歳出総額 732 万 250 円、

差引額と実質収支額は、3,529 円となっております。

次に、日程第 27 議案第 76 号は、平成 25 年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 7,958万6,000円、  
歳出総額 7,958万6,000円、  
差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第28 議案第77号は、平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、  
歳入総額 7億7,446万2,580円、  
歳出総額 5億3,049万6,416円、  
差引額 2億4,396万6,164円  
実質収支額 1万164円となっております。

次に、日程第29 議案第78号は、平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、  
歳入総額 3億6,625万4,389円、  
歳出総額 3億6,625万4,389円、  
差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第30 議案第79号は、平成25年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、1,522万4,785円の赤字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、8,031万9,620円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しています。

また、損益計算においては、当年度純損失は1,766万690円となります。

以上が、平成25年度鞍手町水道事業会計決算の概要であります。

議案第69号から議案第78号までの10件については、決算書に監査結果の意見書、主要施策の成果と予算執行の実績報告書を添付しております。

また、議案第79号については、決算書に監査結果の意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第20 議案第69号から日程第30 議案第79号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第31 議案第80号及び日程第32 議案第81号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第31 議案第80号及び日程第32 議案第81号について、提案説明を申し上げます。

日程第31 議案第80号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 新川処理分区管渠築造工事（第1工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う新川処理分区管渠築造工事（第1工区）は、8月12日に7共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額、1億182万2,400円。工期、平成26年9月19日から平成27年2月27日までの162日間として、藤本・高木共同企業体と契約を締結するものです。

次に、日程第32 議案第81号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第21工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う西川処理分区管渠築造工事（第21工区）は、8月12日に6共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額9,913万3,200円。工期、平成26年9月19日から平成27年2月27日までの162日間として、水摩・平野共同企業体と契約を締結するものです。

以上が、日程第31 議案第80号及び日程第32 議案第81号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日4日から7日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時33分